

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮った上で、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

## 1 人物について

以下の全てに該当すること。

- (1) 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- (2) 校則を遵守し、本校生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- (3) 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

## 2 学力及び資質について

以下のいずれかに該当すること。

- (1) 調査書における学習成績概評が「A」に該当する。
- (2) ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する。
  - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
  - イ 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
  - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
  - (i) 調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する。
  - (ii) 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。
- (3) 社会的養護を必要とする生徒等（注）であり、かつ、アかイのいずれかに該当する。
  - ア 評定平均値 3.5 以上の教科が 1 つ以上ある。
  - イ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

## 3 家計について

以下のいずれかに該当しており、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- (1) 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）。
- (2) 家計支持者が生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）。
- (3) 社会的養護を必要とする生徒等（注）であり、以下の施設に入所等していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）。
  - ・児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
  - ・児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
  - ・児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ・小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。